

平成 30 年 10 月 1 日

株主各位

神奈川県川崎市幸区堀川町 5 8 0 番地
富士古河 E & C 株式会社
代表取締役社長 日下 高

単元株式数の変更に関する公告

当社は、平成 30 年 3 月 29 日開催の取締役会決議に基づき、平成 30 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する定款の一部変更をいたしましたので、会社法第 195 条に基づき、公告いたします。

なお、当社は、単元株式数変更の効力発生日である平成 30 年 10 月 1 日をもって、当社株式につき 5 株を 1 株にする株式併合を行っております。

以 上

(ご参考)

上記に伴い、平成 30 年 9 月 26 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は、1,000 株から 100 株に変更されております。

なお、株主の皆様におかれましては、特に必要なお手続きはございません。